

## 国民健康保険の加入者は 毎年4月15日までに所得の申告を

### 国民健康保険税

問 総務財政部税務課(庁舎1階) 担当:柳田彩百合 ☎43-0397

### 資格・給付

問 市民協働部保険医療課(庁舎1階) 担当:前田美聰 ☎43-0500

### 申告しないと

#### ①本来の金額で医療費の還付を受けられません

月々の自己負担限度額の判定ができないため、本来の所得区分に応じた医療費の還付を受けられません。

#### ②国民健康保険税の軽減措置が適用されません

軽減判定をすることができないため、所得がない世帯であっても、国民健康保険税の税額が高額になる場合があります。

### 申告について

申告は、税務課窓口で受け付けます。

※申告内容によっては、税務署での申告が必要な場合があります。詳細は、税務課にお問い合わせください。

**対象** 令和2年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方

※令和2年1月2日以降に加東市に転入された方は、令和2年1月1日時点に住民登録があった市町村で申告してください。

### 申告に必要なもの

①個人番号が確認できる書類(例マイナンバーカード)

②本人であることが確認できる書類(例運転免許証、マイナンバーカード)

③申告者の印鑑(スタンプ印不可)

※マイナンバーカード1枚で、①、②の両方を兼ねることができます。

※収入がある場合は、必要な書類が変わります。詳細は、事前に税務課にお問い合わせください。

### ・ 次の方は申告は不要です ・

□すでに所得税の確定申告や住民税申告を行った方

□年末調整、所得税の確定申告、または住民税申告を行った方の扶養親族である方

※加東市以外の市町村で住民税が課税されている方の扶養親族である方は、申告が必要です。

□所得が給与収入のみで、給与支払者から加東市に給与支払報告書が提出されている方

□遺族年金や障害年金などの非課税所得を除く、公的年金収入のみの方

※公的年金収入…課税所得である老齢基礎年金や老齢厚生年金等の収入

国民健康保険では、国民健康保険の加入者、および加入者が属する世帯の世帯主の所得により、軽減区分や、高額療養費の自己負担額を判定します。

国民健康保険の加入者、および加入者が属する世帯の世帯主は、所得がない場合でも、4月15日までに所得の申告を行ってください。  
※世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入している場合も、申告が必要です。

## 国民年金の手続き 忘れていませんか？

問 市民協働部保険医療課(庁舎1階)

担当:川居美香 ☎43-0501

国内に在住の20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金の加入者の種別は、就労状況等によって、3つに分けられます。

国民年金加入者(被保険者)の種別	
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林水産漁業者、無職の方、学生など
第2号被保険者	厚生年金保険に加入している会社員、公務員
第3号被保険者	次の①～③の全てに該当する方 ①第2号被保険者に扶養されていること。②20歳以上60歳未満であること。③年収が130万円未満であること。

就職や転職、結婚などの際には、年金の資格変更の手続きが必要となる場合があります。手続きが遅れたり、手続きせずに放置したりすると、病気やケガで障害が残った場合などに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

### ◀こんなときは手続きが必要です▶

	必要な手続き	手続場所
第2号被保険者に扶養されている配偶者が、20歳になったとき	加入手続き(第3号)	第2号被保険者である配偶者の勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の変更手続き(第1号→第3号)	配偶者の勤務先
第2号被保険者が、60歳になる前に会社などを退職したとき	被保険者種別の変更手続き(第2号→第1号)	保険医療課
第2号被保険者である配偶者が、会社などを退職したとき ※第2号被保険者である配偶者の扶養家族であった場合です。	被保険者種別の変更手続き(第3号→第1号)	保険医療課
会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者の扶養家族になったとき	被保険者種別の変更手続き(第2号→第3号)	配偶者の勤務先
第2号被保険者である配偶者の扶養家族でなくなったとき	被保険者種別の変更手続き(第3号→第1号)	保険医療課



## 松原メイフラワー病院

病院ホームページ

- ◆2月より新たに常勤内科医が着任いたしました
- ◆リウマチ指導医・専門医による診断・治療
- ◆整形外科専門医が、整形外科領域全般を診療
- ◆痛み外来（毎火曜日午後）を開設

診療時間  
午前 9:00~12:00 ○ ○ ○ ○ ○ /  
午後 15:00~18:00 ○ ○ ○ ○ ○ /

土曜日、日曜日、祝日、木曜日の午後は休診です。  
〒673-1462 兵庫県加東市藤田944番地25

Tel:0795-42-8851(代) E-mail:info@mayflower-hp.jp



Facebook公式ページ

- ◆ご来院の際は、ホームページにて外来担当表をご確認ください。

広告

## はじめての お墓づくり 応援します。

県下最大級の展示場を見る



森田石株店  
0120-4114-49  
FAX 0795-48-4420  
滝野店 〒679 0211 加東市上滝野 216 (JR 滝駅すぐ 旧国道沿い) Email info@morita-stone.co.jp

はじめての方がまず読んでみる本  
**お墓の参考書**  
「黒い石のお墓は線起が悪い?」  
「家紋を彫ると不幸になるの?」  
「娘ばかり。墓はどうすれば?」  
こんな疑問が1分で分かります。

20名様に  
無料進呈



インターネットお電話・FAXで  
QRコード

広告